

転居・旅行について

(主任官手引き用メモ及び事例解説用参考メモ)

第1 講義

1 転居・旅行に関する手続について

解説

保護観察所では、申請書を受理次第、転居先等の周辺環境等に問題がないか調査を行い、問題がないことの確認が取れた後、転居又は旅行の許可をしています。転居先等の調査を行う都合上、保護観察所が申請書を受理してから許可をするまでに、2～3週間程度の期間が必要となるため、申請書の提出は早めに行うよう指導しています。

なお、「旅行」には、遊びによる旅行のほか、仕事に関する出張も含まれますので、注意が必要です。旅行期間が7日未満の場合、保護観察所長の許可は不要ですが、旅行先や旅行期間、同行者等を担当保護司に報告するよう指導しています。

2 転居・旅行手続の流れ

解説

上記の流れ図は、一般的な転居・旅行の流れ図です。急な出張や特別な事情により転居を余儀なくされた場合を除き、転居先や転居日、旅行先や日程については事前に分かっているはずなので、許可申請の手続が遅れないよう、留意します。

急な出張などにより、旅行先等の調査を行う時間がない場合は、旅行先や宿泊施設名、旅行期間、旅行先で仕事を管理する会社名や代表者名、同行者、保護観察秘匿の要否等、本人からできるだけ詳しく情報を聞き取り、電話等適宜の方法で主任官に報告します。また、保護観察所から旅行許可を受けるのが間に合わない場合も、本人に旅行許可申請書を作成させ、保護観察所に提出してください。併せて、本人が旅行先に到着後、旅行先の最寄りの保護司が所在調査に行く旨を本人に伝えてください。

同様に既に転居していることが判明した場合も、転居許可申請書を作成させ、賃貸借契約書等、転居後の住居に居住していることが確認できる書類があれば、書類の写しを添付し、保護司記入欄に必要事項を記入の上、保護観察所に提出します。可能であれば、書類提出前に、転居後の対象者宅を往訪し、居住していることを確認した旨を記載していただけると、その後の手続が速やかに進められます。

急な旅行や無断転居が判明した際は、まずは主任官に報告をお願いします。

3 無断（無許可）転居・旅行について

解説

事故報告書等により、主任官に報告する際、所在発見の手がかりとなるような情報についても記載があると、主任官が所在調査を行うときの参考になります。

本人に、所在不明にならないよう自覚させることはもちろんですが、家族等関係者の協力を求め、本人の状況を把握するとともに、所在不明になったときには、速やかに主任官に報告することが求められます。

4. 国外旅行について

(1) (2)

解説

旅券の発給は法務省のみならず、外務省も関与する手続となるうえ、保護観察所における旅行手続もあるため、時間的余裕を十分に持って準備するよう指導・助言します。

行き先や有効期限が制限された旅券は、一般旅券と外見が異なるため、保護観察を秘匿している相手と国外旅行する場合などに、不都合が生じる可能性があります。

保護観察中に受けられるのは限定的な旅券で、旅券発給申請書に添付する書類を取り寄せるには費用がかかります（判決謄本1ページにつき60円）が、保護観察期間満了後であれば、通常の旅券の発給を申請し、一般旅券を受けることができます。

5. 転居・旅行先の調査方法について

(2) 既に本人が転居・旅行先に移動後の調査の場合

解説

本人が転居先等に移動した後の所在調査を行う場合、職場や同居人等に保護観察を秘匿している場合があります。本人との接触を試みる際は、本人の携帯電話に連絡する以外に、親戚や知人、あるいは本人の親に頼まれた親の友人などとして訪問すると言った方法も考えられます。

所在調査に時間がかかると、思いのほか長い時間が経過することにもなります。その結果、その間に対象者の保護観察に対する自覚が弱まり、保護観察の空白、引いては所在不明などの問題を引き起こしかねません。所在調査を担当することになった場合は、できる範囲でなるべく早く所在調査及び報告をお願いします。

(3) 3号観察対象者に係る調査の場合

解説

3号観察対象者の所在調査依頼の書類を見ると、保護観察停止中であるとの注意書きがされている場合があります。これは、その対象者が「所在不明」であるということで、保護観察停止中の対象者の所在が判明した場合、仮釈放取消しを念頭に引致することもあります。

所在不明中の3号観察対象者の所在調査については、直接、保護観察官が所在調査を行う場合もあり、保護司に調査を依頼するかどうかは、その時の状況によるが、保護観察官や保護司が訪ねてきたことを本人が察知すると逃亡する恐れがあるため、慎重な対応が求められます。

判断に迷うこと、何か困難がある場合は主任官に相談しながら進めてください。

第2 事例検討

【事例1】

回答 ○

意欲もなく不就労で困っていた対象者であれば、「とにかく仕事に就こうとしたことは感心。何とか行かせてやりたい。」と詳細が曖昧なままでも転居を認めてあげたいという気持ちになりがちです。しかし、本人を冷静にさせ、働く場合に確認すべきことを理解させる必要があります。また、問題のある職場、不良交友に巻き込まれるおそれもあり、特に少年の場合は引受人と連絡を取るなどして、本人の更生に問題や支障が生じないように指導助言していく必要があります。

【事例2】

回答 △

「突然の転居」とはいうものの、家族で転居する場合、通常それまでに何らかの情報が入っているものと思われます。本人や家族に転居手続についての理解が不足していたのか、あるいはお互いの信頼関係が不十分であったのかかもしれません。しかし、突然の転居でも、事前に担当者へ報告に来たのですから、その点は十分に褒めるとともに、事後にはなりません。転居許可申請書を作成させるとともに、転居先の確認等が行われた上で、担当保護司も変更されることを説明してください。なお、主任官には速やかに電話で報告してください。

【事例3】

回答 ×

一時帰宅することがあっても、2か月間は本人の生活実態が十分には分かりません。必ず旅行許可申請書を提出させてください。また、2か月であっても旅行中の共助が行われ、旅行先の保護観察所の保護観察を受けることになる旨を説明してください。

【事例4】

回答 ○

あまり多くあるケースではありませんが、本人が国外旅行を申し出たときには、国外旅行の理由や内容、計画を聴取し、その旅行に問題がないかどうか指導助言してください。ただし、旅券取得の際には保護観察中である旨を申告する必要があり、旅行期間の長短にかかわらず、それに基づき旅券発行の適否が判断されます。その判断に際し、外務省から法務省に照会が行われ、主任官による事情聴取が必要となり出頭を指示する場合はほとんどです。そのような事情聴取の必要性も考慮し、対象者の国外旅行の計画に関する情報は早期に把握し、その後の措置に支障が生じないように留意します。

【事例5】

回答 △

保護観察を秘匿して仕事に励んでいる場合、周囲に保護観察のことを知られないよう配慮することが大切です。職場の電話番号が分かっている場合などは、できれば直接訪問は控えて、それより先に、例えば「おじさん・おばさん」とでも称して電話をかけ、本人と連絡を取り合った上で会うようにする方が、より自然な形で本人と面接することができると思われます。

【事例6】

回答 ×

この場合は3号観察対象者であり、第一に1か月も接触がないままにしていたことが問題です。約束した来訪日に来訪がない場合は往訪を試みるなど、適切な対応が望まれます。本人の言葉を信じることも大切ですが、それを鵜呑みにし、待ちの保護観察になってしまうと問題が起きるおそれが高くなります。生活に何か変化が起きた場合には対象者が必ず担当者に報告するような信頼関係を、日頃から築いておく必要があります。

